

福山市立広瀬学園小学校・中学校 PTA 会則  
～広瀬学園 新 P T A 組織「ひろせっ子サポート隊」～

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 本会は、福山市立広瀬学園小学校・中学校「ひろせっ子サポート隊」と称する。  
第 2 条 本会の事務局は、福山市立広瀬学園小学校・中学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 本会は、会員相互の教養を高めるとともに交流を深め、健全なる青少年の育成を図り、児童・生徒の福祉を増進することを目的とする。  
第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 会員の親和と教養を高め教育に対する理解の向上に関すること。  
(2) 学校教育を理解し、協力すること。  
(3) 学校教育の施設・整備を充実促進すること。  
(4) 他の教育諸団体と連絡協調を図ること。  
(5) 児童・生徒及び会員の研究の助成、弔慰。  
(6) その他、本会の目的達成に必要な事項。

第 3 章 会員

- 第 5 条 本会の会員は、福山市立広瀬学園小学校・中学校に在籍する児童・生徒の保護者と本校に勤務する教職員をもって会員とする。

第 4 章 担当

- 第 6 条 本会の活動を円滑に運営し、その目的を達成するため、次の担当を置く。  
1 学校担当  
2 地域担当

第 5 章 サポート隊員とその任務

- 第 7 条 本会には次のサポート隊を置く。

代 表 隊 員	小学校 代 表            1 名 学校リーダー   1 名 地域リーダー   1 名 (代表隊員は居住地は問わない)	中学校 代 表            1 名 学校リーダー   1 名 地域リーダー   1 名 (代表隊員は居住地は問わない)
隊 員	上記代表隊員以外 (隊員の中から監査を選出する)	上記代表隊員以外 (隊員の中から監査を選出する)

第8条 前条の代表隊員・隊員の任務は次のとおりとする。

- 1 代表は、本会を代表し、活動を統括する。
- 2 隊員は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。  
隊員は、庶務・記録、その他活動全般を処理する。
- 3 リーダーは、各担当の連絡・調整をし、その担当の企画・運営にあたる。
- 4 隊員は、担当の企画運営を担う。
- 5 監査は、会計を監査し、全体ミーティングに報告する。

#### 第6章 代表隊員・隊員の選出及び脱退

第9条 本会の代表隊員等の選出は、次のとおりとする。

- (1) 代表隊員は、「ひろせっ子サポート隊」において選考する。
- (2) 隊員は、代表隊員以外で構成する。

第10条 代表隊員の任期は、1ヶ年とする。

第11条 サポート隊への加入・脱退は、次のとおりとする。

- (1) サポート隊への加入は、申込書を代表隊員に提出する。
- (2) サポート隊の脱退は、代表隊員に申し出る。

#### 第7章 ミーティング

第12条 本会のミーティングは、全体ミーティング、代表ミーティング、サポート隊ミーティングとする。

第13条 全体ミーティングは、定例全体ミーティングと臨時全体ミーティングとし、全会員をもって構成され、本会の最高機関とする。

- (1) 定例全体ミーティングは、年1回開催する。
- (2) 代表隊員が必要と認めたとき、及び、会員の三分の一以上の要求があった場合は、臨時に開くことができる。(臨時全体ミーティング)
- (3) 全体ミーティングは、代表が招集する。
- (4) 全体ミーティングにおいては、次のことを審議する。
  - 1 活動の報告に関する事項。
  - 2 活動の計画に関する事項。
  - 3 決算、並びに予算承認に関する事項。
  - 4 代表隊員の承認に関する事項。
  - 5 会則の改廃に関する事項。
  - 6 その他、代表が必要と認めた事項。

第14条 全体ミーティングの議事は、出席者の過半数で決定する。

第15条 代表ミーティングは、代表、学校リーダー、地域リーダーをもって構成する。

- (1) 代表ミーティングは、必要に応じて代表が招集し、本会活動の企画立案等、本会運営に関する全般事項について討議決定し、執行する。

第16条 サポート隊ミーティングは、代表隊員、サポート隊員、教職員をもって構成する。

- (1) サポート隊ミーティングは、必要に応じて代表が招集する。
- (2) サポート隊員は、本会の目的を達成するため、必要事項について調査・研究・立案し、事業の円滑な運営の任に当たる。

## 第8章 表簿・会計

第17条 本会は小学校・中学校と次の表簿を備える。

- 1 会員名簿
- 2 サポート隊員名簿
- 3 会計簿（小学校，中学校と分ける）
- 4 プロシーディング
- 5 その他必要な帳簿

第18条 本会の会計は，全体ミーティングにおいて決議された予算に基づいて行われる。

第19条 本会の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の経費は，会費，活動，その他収入をもって充てる。

第21条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 小学校は1人，月500円とする。
- (2) 中学校は1人，月500円とする。
- (3) 年度途中で本校に在籍する場合，会費は月割とする。
- (4) 会費においては，活動状況により，見直しをする。

第22条 本会の決算は，その会計年度の終わりに監査を経て，全体ミーティングの承認を得るものとする。

## 第9章 その他

第23条 本会の会則を施行するために必要な細則は，代表ミーティングに付して定める。

附 則

本会則は，令和4年4月1日から施行する。